

社会福祉法人村上岩船福祉会

定 款

(昭和56年10月5日厚生大臣認可)

(改正 昭和57年10月18日) 認可	(改定 平成12年10月6日) 認可	(改定 平成20年4月1日) 認可
(改定 昭和60年9月13日) 認可	(改定 平成13年5月10日) 認可	(改定 平成21年12月16日) 受理
(改正 昭和61年4月19日) 認可	(改定 平成13年9月10日) 受理	(改定 平成22年3月2日) 認可
(改定 昭和63年5月2日) 認可	(改定 平成13年12月3日) 認可	(改定 平成22年5月31日) 認可
(改定 平成3年1月21日) 受理	(改定 平成14年1月29日) 認可	(改定 平成22年8月20日) 受理
(改定 平成5年4月1日) 認可	(改定 平成14年6月5日) 認可	(改定 平成23年2月17日) 認可
(改定 平成6年3月17日) 認可	(改定 平成14年12月4日) 認可	(改定 平成23年5月25日) 認可
(改定 平成6年3月30日) 認可	(改定 平成15年8月28日) 受理	(改定 平成23年10月27日) 認可
(改定 平成8年3月29日) 認可	(改定 平成15年9月24日) 認可	(改定 平成24年4月27日) 受理
(改定 平成9年3月31日) 認可	(改定 平成16年3月30日) 認可	(改定 平成24年7月2日) 認可
(改定 平成9年10月31日) 認可	(改定 平成16年6月11日) 受理	(改定 平成29年1月26日) 認可
(改定 平成10年9月30日) 認可	(改定 平成16年9月1日) 認可	(改定 平成29年3月14日) 認可
(改定 平成11年1月11日) 認可	(改定 平成17年1月13日) 認可	(改定 平成29年6月30日) 受理
(改定 平成11年7月1日) 認可	(改定 平成17年11月10日) 認可	(改定 平成30年1月22日) 受理
(改定 平成11年8月20日) 認可	(改定 平成18年4月1日) 認可	(改定 平成30年7月5日) 認可
(改定 平成12年2月29日) 認可	(改定 平成18年9月29日) 認可	(改定 令和元年7月17日) 認可
(改定 平成12年4月3日) 受理	(改定 平成19年6月18日) 認可	(改定 令和2年8月26日) 受理
(改定 平成12年7月4日) 認可	(改定 平成19年9月3日) 受理	
(改定 平成12年10月5日) 受理	(改定 平成19年12月12日) 認可	

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(ニ) 障害児相談支援事業の経営

(ホ) 老人短期入所事業の経営

- (へ) 老人デイサービス事業の経営
- (ト) 老人介護支援センターの経営
- (チ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人村上岩船福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者、障害者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県村上市上の山2番17号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員12名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬は支給しない。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 11 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、新潟県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければ

ならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(公益事業等)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護保険法に定める訪問調査の受託等
- (3) 高齢者生活福祉センターの経営
- (4) 介護福祉士等修学資金貸付事業
- (5) 介護員養成研修事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟県知事の認可(社会福祉法

第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。) を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人村上岩船福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の成立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	吉 田 宏 平
理 事	野 口 英 吉
同	工 藤 ツ ネ
同	東 山 修 二
同	佐 藤 誠三郎
同	内 山 保
同	後 藤 良 慧
同	高 橋 長次郎
同	山 本 宗 彦
同	八藤後 文 男
同	高 橋 博
同	飯 沼 哲 夫
同	菅 原 末五郎
同	富 樫 賢 一
同	脇 川 政 吉
監 事	風 間 新 作
同	天 井 静 一

附 則

この定款は、新潟県知事の認可の日（平成 19 年 12 月 12 日）から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号、同条第 4 項及び第 14 条第 1 項については、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可の日（平成 20 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 19 条第 2 項については、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可の日の後、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可の日の後、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第29条関係）

基 本 財 産

1. 土 地

1) 障害者支援施設「浦田の里」の敷地 15筆

93,770.83平方メートル

内 訳

地 番	地 目	地 積 (㎡)
新潟県村上市岩船字浦田山231-1	宅 地	24,806.96
新潟県村上市岩船字浦田山231-3	宅 地	11,933.48
新潟県村上市岩船字浦田山231-7	宅 地	14.28
新潟県村上市岩船字大沢235	宅 地	2485.97
新潟県村上市岩船字潟端2726-3	宅 地	94.30
新潟県村上市三日市字大沢8	宅 地	4190.84
新潟県村上市岩船字ハゲ246	雑 種 地	498.00
新潟県村上市岩船字ハゲ258-1	雑 種 地	95.00
新潟県村上市岩船字栗木沢225	雑 種 地	3,264.00
新潟県村上市三日市字ハケ41	雑 種 地	29.00
新潟県村上市岩船字榎清水3261-2	雑 種 地	203.00
新潟県村上市岩船字榎清水3262	雑 種 地	279.00
新潟県村上市岩船字榎清水3261-1	雑 種 地	54.00
新潟県村上市岩船字浦田山231-2	山 林	44,969.00
新潟県村上市岩船字三本松292	山 林	854.00

2) 特別養護老人ホーム「たかつぼ」の敷地 2筆

8,562.86平方メートル

内 訳

地 番	地 目	地 積 (㎡)
新潟県村上市下鍛冶屋字長面572-7	宅 地	8,424.10
新潟県村上市下鍛冶屋字長面572-10	宅 地	138.76

3) 障害福祉サービス事業所「みどりの家」の敷地 1筆

1,573.49平方メートル

内 訳

地 番	地 目	地 積 (㎡)
新潟県村上市羽黒町7番4	宅 地	1,573.49

4) 特別養護老人ホーム「ゆり花園」の敷地 8筆
3,064.20平方メートル

内 訳

地 番	地 目	地 積 (㎡)
新潟県村上市勝木字古勝木862-10	宅 地	1,560.75
新潟県村上市勝木字古勝木861-8	宅 地	863.16
新潟県村上市勝木字古勝木862-19	宅 地	28.88
新潟県村上市勝木字横道1244-6	宅 地	42.90
新潟県村上市勝木字古勝木861-11	宅 地	190.70
新潟県村上市勝木字古勝木862-13	宅 地	255.95
新潟県村上市勝木字古勝木861-7	宅 地	69.53
新潟県村上市勝木字古勝木861-10	宅 地	52.33

5) 特別養護老人ホーム等「いわくすの里」の敷地 1筆
14,810.11平方メートル

内 訳

地 番	地 目	地 積 (㎡)
新潟県村上市上の山2120番地19	宅 地	14,810.11

6) 特別養護老人ホーム「羽衣園」の敷地 3筆
681.20平方メートル

内 訳

地 番	地 目	地 積 (㎡)
新潟県村上市岩沢字十ノ木4886番20	宅 地	391.00
新潟県村上市岩沢字十ノ木4886番47	宅 地	276.56
新潟県村上市岩沢字十ノ木4886番57	宅 地	13.64

2. 建 物

1) 障害者支援施設「浦田の里」の建物 17棟

4, 114. 79平方メートル

内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県村上市岩船字 浦田山231-1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建	1, 609. 64
体育館	〃	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	400. 00
車 庫	〃	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	94. 50
倉 庫	〃	コンクリートブロック造亜鉛メッキ 銅板葺 平家建	9. 75
給水所	〃	鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建	26. 00
作業所	〃	木造合金メッキ鋼板葺 平家建	223. 82
作業所	〃	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	99. 37
作業所	〃	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	243. 75
物干場	〃	鉄骨造スレート葺 平家建	39. 74
機械室	〃	木造セメント瓦葺 平家建	4. 40
集会所	〃	鉄骨造瓦葺 平家建	292. 25
事務所・作業所	〃	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	497. 76
車 庫	〃	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	60. 03
集会場	〃	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	50. 05
養護所	〃	木造瓦葺 平家建	99. 37
養護所	〃	木造瓦葺 平家建	99. 37
畜 舎	新潟県村上市岩船字 浦田山231-1新潟 県村上市三日市大沢 8	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	264. 99

2) 特別養護老人ホーム「たかつぼ」の建物 3棟

4, 278. 35平方メートル

内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県村上市下鍛冶 屋字長面	鉄筋コンクリート造 ルーフイング葺 二階建	4168. 75
車 庫	572-7	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	90. 00
倉 庫	〃	コンクリートブロック造亜鉛メッキ 銅板葺 平家建	19. 60

3) 障害福祉サービス事業所「みどりの家」の建物 6棟
1,388.69平方メートル

内 訳

種類	所在地	構造	床面積 (㎡)
作業場・事務所	新潟県村上市羽黒町 7番4	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	226.54
作業場		木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	120.12
作業場		木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	13.24
作業所	新潟県村上市鶴渡路 字イナバ1999番地2	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	380.28
物置	1998番地2 2011番地2 1999番地2先	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 二階建	36.28
作業所 事務所	新潟県村上市上助 字八太郎1900番地 1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	612.23

4) 特別養護老人ホーム「ゆり花園」の建物 1棟
2,912.93平方メートル

内 訳

種類	所在地	構造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県村上市勝木字 古勝木862-10	鉄筋コンクリート造 ルーフイング葺 陸屋根 二階建	2912.93

5) 特別養護老人ホーム「羽衣園」の建物 4棟
5,135.12平方メートル

内 訳

種類	所在地	構造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県村上市岩沢字 十ノ木1616番地	鉄筋コンクリート・木造亜鉛メッキ鋼 板ぶき平家建	4,900.25
物置		コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建	14.00
物置		木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	28.87
車庫	新潟県村上市岩沢字 前川原 3274番地 3275番地1	鉄筋造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	192.00

6) 特別養護老人ホーム「垂水の里」の建物 1棟
3,116.49平方メートル

内 訳

種類	所在地	構造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県岩船郡関川村 大字湯沢728-1	鉄筋コンクリート造瓦葺 二階建	3116.49

7) 特別養護老人ホーム「さつき園」の建物 2棟
5,083.31平方メートル

内 訳

種類	所在地	構造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県村上市北新保 字砂山 683-9 683-12	鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	4,911.90
車庫		木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	171.41

8) 特別養護老人ホーム等「いわくすの里」の建物 3棟
6,091.96平方メートル

内 訳

種類	所在地	構造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県村上市上の山 2120番19	鉄筋コンクリート造瓦葺 二階建	5,877.69
車庫		鉄骨造ステンレス鋼板葺 平家建	134.79
倉庫		木造瓦葺 二階建	79.48

9) 認知症高齢者グループホーム「まつかぜ」の建物 1棟
739.62平方メートル

内 訳

種類	所在地	構造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県村上市北新保 字砂山 683番地12 ・683番地9	木造スレート葺平家建	739.62

10) 認知症高齢者グループホーム「たかつぼ」の建物 1棟
360.57平方メートル

内 訳

種類	所在地	構造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県村上市下鍛冶 屋字長面 572番地7	木造スレート葺平家建	360.57

3. 定期預金 2,241,480円

社会福祉法人村上岩船福祉会定款細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本細則は、定款第42条の規定に基づき、社会福祉法人村上岩船福祉会（以下「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第2章 評議員会

(役員等の出席)

第2条 理事及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

2 会計監査人は、法令の定めるところにより、定時評議員会に出席することができる。

3 法人の職員等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

4 評議員会は、必要に応じ、前3項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(議長)

第3条 評議員会に議長をおく。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(理事等の報告・説明)

第4条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第2条第3項に定める者に説明させることができる。

3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。

4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。

5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。

(1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。

ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を法人に対して通知した場合

イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(招集)

第5条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨。）
- 2 評議員会の招集通知は、評議員会の日の1週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。
- 3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。

(決議)

第6条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の一部免除
 - (4) 法人の解散
 - (5) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）
- 5 理事、監事又は評議員の法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。
- 6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第7条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。
 - (1) 通常の評議員会の事項
 - ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは

定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称

⑥ 議長の氏名

⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした者の氏名

③ 評議員会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 評議員会への報告の省略の場合の事項

① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

② 評議員会への報告があったものとみなされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名又は記名押印をしなければならない。

4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。

5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第3章 役員及び職員

(理事長専決事項)

第8条 定款第25条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。

(1) 職員の任免(定款第23条第2項に定める職員を除く)

(2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

(3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(8) 予算上の予備費の支出

(9) 利用者の日常の処遇に関すること

(10) 利用者の預り金の日常の管理に関すること

(11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響が

あるものを除く。

2 理事長、常務理事及び施設長等の専決事項は、別表1のとおりとする。

(監事)

第9条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(施設長等)

第10条 定款第23条第2項に定める施設長等の範囲は、法人本部事務局長及び施設長とする。

第4章 理事会

(出席者)

第11条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第12条 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。

(招集)

第13条 理事会の招集には、理事会の日の1週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

第14条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとすることができる。

3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 基本財産の処分

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 新たな義務の負担又は権利の放棄

(4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項

5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

6 理事、監事が理事及び監事的全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長及び常務理事の報告は省略できない。

(議事録)

第15条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 通常の理事会の事項

- ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は 発言の内容の概要
 - ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ウ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- ⑦ 議長の氏名

(2) 理事会の決議の省略の場合の事項

- ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 理事会への報告の省略の場合の事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 議事録には、理事長及び監事が署名又は記名押印をしなければならない。

4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名又は記名押印する。

5 理事会の決議に参加した理事であつて、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 雑則

(規程等の制定)

第16条 定款並びに定款細則のほか、規程等を別に定める。

(改廃)

第17条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

附 則

1. この細則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人村上岩船福社会定款細則（平成13年3月27日施行）は廃止する。

附 則（平25.9.27）

1. この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平27.3.27）

1. この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平29.3.29全部改正）

1. この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

専決事項一覧

〔一般・人事に関する事案〕

	専決者及び専決範囲			備考
	理事長	常務理事	事務局長 施設長	
理事会の招集及び議案の提出に関する こと	○			
評議員会の招集及び議案の提出に関する こと	○			理事会の決議に基づき行う
予算の編成及び決算の調整に関する こと	○			
公示・広告に関すること	○			
予算の流用・予備費の支出に関する こと	○			
寄付の受領に関すること	○			
設備資金の借入に係るもので予算の 範囲内のもの	○			
債権免除・効力の変更のうち、法人に 有利と認められるものの処分	○			
法人の組織及び権限に関する こと	○			
職員の任免に関する こと	○			定款第 23 条第 2 項に定める職員を除く
職員の配置に関する こと	○		○ 所属職員	本部事務局と合議
有期臨時職員の採用・更新に関する こと	○			
職員の年次有給休暇に関する こと	○	○ 施設長	○ 所属職員	理事長は就業規則第 24 条第 2 項に規定するもの
職員の休暇・特別休暇・療養休暇・産前 産後休暇・裁判員休暇・育児時間・欠勤 に関する こと	○		○	事務局長・施設長は就業規則第 33 条第 2 項に規定するもの
公務、公職及び他の事業従事許可に関する こと	○			
職員の職務専念義務免除に関する こと		○		
時間外勤務命令に関する こと			○ 所属職員	
職員の出張命令及び復命に関する こと	○	○ 施設長	○ 所属職員	理事長は宿泊を伴う出張命令及び復

					命
	職員の昇給・昇格決定に関する事	○			
	扶養、通勤、住宅手当等に関する事		○		
	休職、復職、退職に関する事	○			
	育児、介護休業等に関する事		○		
	表彰に関する事	○			
	職員の懲戒に関する事	○			
	職員健康診断の実施に関する事		○		
	職員の被服貸与に関する事		○		
	利用者の日常の処遇に関する事			○	
	利用者の預り金等の管理に関する事			○	
	給食材料の購入に関する事			○	
	自動車の運行管理に関する事			○	
	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	○	○		常務理事は継続的なものに限る
	職員の労務管理・福利厚生に関する事		○		
	職員の研修に関する事		○		

(法人収入に関する事案 収入伝票の専決範囲)

	専決者及び専決範囲			備考
	理事長	常務理事	事務局長 施設長	
介護料、利用料、授産事業収入等の収入に関する事			○	
補助金の収入に関する事	○			
寄付金の収入に関する事	○			
賠償責任保険等の保険金の収入に関する事	○			
その他の収入に関する事			○	

(法人支出に関する事案 支出伝票の専決範囲)

	専決者及び専決範囲			備考
	理事長	常務理事	事務局長 施設長	
物品購入に係る支出に関する事	○ 250万円以上	○ 100万円以上 250万円未満	○ 100万円未満	
業務委託契約に係る経費支出に関する事	○ 250万円以上	○ 100万円以上 250万円未満	○ 100万円未満	
請負契約に係る経費支出に関する事	○ 250万円以上	○ 100万円以上 250万円未満	○ 100万円未満	
役員の報酬及び旅費の支出に関する事			○	
職員の給与等人件費及び旅費の支出について			○	
役員及び職員の慶弔及び災害見舞金の支出に関する事	○			
分担金、負担金等の支出に関する事		○		
各種積立金に係る支出に関する事	○			
借入金償還金支出に関する事	○			
水道光熱費、燃料費、通信運搬費等経常的経費の支出に関する事			○	
その他上記以外のもので経常的経費の支出に関する事			○	
食材費の支出に関する事			○	
入所者、利用者等に対する見舞金の支出に関する事	○			
入所者、利用者及びその他の第三者に対する損害賠償金の支出に関する事	○			
基金の繰り替え運用に関する事	○			

(法人契約に関する事案)

		専 決 者 及 び 専 決 範 囲			備 考
		理 事 長	常 務 理 事	事 務 局 長 施 設 長	
	物品購入及び修理契約に関すること	○ 250 万円以上 1000 万円未満	○ 100 万円以上 250 万円未満	○ 100 万円未満	
	施設設備保守管理、設計監理、清掃等業務委託に係る契約に関すること	○ 250 万円以上 1000 万円未満	○ 100 万円以上 250 万円未満	○ 100 万円未満	
	工事等請負契約に関すること	○ 250 万円以上 2000 万円未満	○ 100 万円以上 250 万円未満	○ 100 万円未満	
	上記以外のもの	○ 150 万円以上	○ 100 万円以上 150 万円未満	○ 100 万円未満	

社会福祉法人村上岩船福祉会内部管理体制の基本方針

社会福祉法人村上岩船福祉会（以下「法人」という。）は、平成 29 年 3 月 29 日、理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 法令・定款及び定款細則に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 「理事による委員会・担当理事制の組織及び運営に関する規則」に基づく三役会、経営委員会及び総務委員会（以下「三役会等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 法令・定款及び定款細則に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、三役会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2 リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び規程を整備し、役割権限等を明確にする。
- ② 「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報保護に関する基本規則」他諸規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や法人内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、内部監査部門が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び三役会等に報告する。
- ⑤ 法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、三役会等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。

⑥ 大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

3 コンプライアンスに関する管理体制

① 理事及び職員が法令並びに定款及び法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、「法令遵守管理規程」を定める。

② 法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。

③ 法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を三役会等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

① 監事は、法令・定款及び定款細則に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。

② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。

③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。

④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。

⑤ 監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する。

⑥ 理事又は職員等は、法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに理事長、常務理事並びに監事に報告する。

⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。

⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

附 則

この基本方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。